

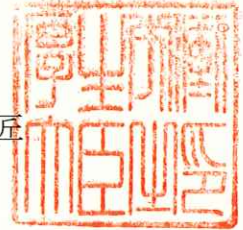
厚生労働省発生食0220第7号

平成31年2月20日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 根本 匠



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条の規定に基づき、次に掲げるものについて、人の健康を損なうおそれのない添加物として新たに定め、併せて、同法第11条第1項の規定に基づき、添加物の規格基準を設定するとともに、同項の食品の規格として、食品中の残留基準を設定すること。

ジフェノコナゾール

